

東洋史研究

第四十五卷 第二號 昭和六十一年九月發行

春秋後期の楚の「公」について

——戦國封君出現へ向けての一試論——

安倍道子

- 一 問題の所在
 - 二 平王・昭王・惠王期の検討
 - (一) 平王期
 - (二) 昭王・惠王期
 - (三) 王族への土地賜與
 - 三 春秋後期の「公」について
 - 四 結びにかえて
- 一 問題の所在

葉公子高（沈諸梁）は惠王⁽¹⁾一〇年（前四七九）に平王の太子建の子の勝が起こした所謂白公の亂を鎮壓したことで名高い楚國の賢臣であるが、これまでこの子高は葉縣の管領者と見られてきた。⁽²⁾それは『左傳』莊公三〇年の「秋、申公鬬班子⁽³⁾

元ヲ殺ス。」に對する杜注「楚ハ僭號シ、縣尹皆公ヲ稱スルナリ。」、さらに同じく『左傳』昭公八年の「穿封戌ヲシテ陳公爲ラ使ム。」への杜注「戌ハ楚ノ大夫ナリ。陳ヲ滅シテ縣ト爲ス。戌ヲシテ縣公爲ラ使ム。」が示すように、楚では縣管領者が公を稱したからである。⁽⁴⁾

しかし、公に邑名を冠した存在すべてを縣管領者という同一概念で見てよいのであろうか。これまでこの點について論じられないままに、邑名に公のついた稱で呼ばれる人物を縣公として、楚縣に關する議論がなされてきたように思われる。⁽⁵⁾

從來、楚では縣管領者は國君によって任命派遣される者で、邊防の重鎮という縣の性質上その主な任務は軍事的なもの、すなわち縣軍を統轄しての防守にあるのであり、さらに縣はその管領者の世襲の采邑ではなく國君の直接支配を受け、とされてきている。⁽⁶⁾しかし葉公子高に關する史料を見ていくと、葉公をこれまでのように縣管領者と見ることに疑問が出てくるのである。⁽⁷⁾

葉公蔡ニ在リ。方城ノ外皆曰ク、以テ入ルベシト。(『左傳』哀公一六年)

これは白公の亂(前四七九)の時のことであるが、亂が勃發した時、これによれば葉公子高は葉ではなく蔡にいたのである。⁽⁸⁾縣公が防衛上の必要から縣軍を率いて他邑に駐屯する例は『左傳』にも見え、研究者の指摘するところでもあるが、⁽⁹⁾しかし『國語』は、

(子西)從ハズ、遂ニ白公爲ラ使ム。子高疾ヲ以テ蔡ニ閒居ス。(楚語下)

と、勝を吳から呼び戻そうとする令尹子西に自らの反對意見を容れられなかった子高が蔡に閒居した、と傳えている。この『國語』と先の『左傳』を合わせて考えると、子高は任務で臨時に蔡に留まっていたのではなく、何らかの必然性があって蔡にいたように思われる。

さらに、子高にその亂を鎮壓された白公勝もやはり白にいたわけではないように思われる。

惠王二年、子西故平王ノ太子建ノ子勝ヲ吳ヨリ召シ、以テ巢大夫ト爲シ、號シテ白公ト曰フ。(『史記』楚世家)

すなわち、白公勝は白公と稱しながら白(河南省息縣東七十里)⁽¹⁰⁾ではなく巢(安徽省巢縣東北五里)の大夫となつたのである。⁽¹¹⁾

従來の如く、この葉公子高・白公勝をいづれも縣管領者と見ると、軍事的な任務で他邑へ駐屯することはあつても葉と白をその管領すべき本據地とするはずであるのに、これは奇異な感を禁じ得ない。

さらに別の面からも、葉公子高を縣管領者として見ることにへの疑問が生じてくる。

沈諸梁二事ヲ兼ヌ。國寧シ。乃チ寧ヲシテ令尹爲ラ使メ、寬ヲシテ司馬爲ラ使メテ葉ニ老ス。(『左傳』哀公一六年)

これは白公の亂鎮壓直後のことで、文中の「二事」とは杜注が言う如く令尹・司馬を指すと思われるが、ここで問題は沈諸梁(子高)が令尹職についたことである。すなわち、本來國都鄙にあつて諸官の總帥たるべき令尹職を、特定の地方の

管領縣の軍事防衛を主な任務とする縣管領者が兼任するのは、亂の直後という特殊な狀況を考慮したとしても、やはり不自然ではあるまいか。⁽¹³⁾

さらにまた、これまでの研究が楚縣管領者の世襲性を否定している觀點から見て問題なのは、「葉ニ老ス」という語であらう。もちろんこの片言から葉が子高の封邑であつたと断定することは無理であるが、「孟嘗君病ヲ謝スニ因リ、薛ニ歸老セントス。」(『史記』孟嘗君列傳)と戰國期の齊の孟嘗君がその封地に引退しようとした如く、この語句は葉が子高にとって離職と同時に返還すべき性質の邑ではない可能性を示していると言える。⁽¹⁵⁾

以上見てきた如く、葉公子高と白公勝は從來言われてきた縣管領者の概念とは一致しない面——葉公・白公と稱しながら葉・白以外の地にあつたこと、令尹職を兼ねたこと、葉に封邑の可能性が認められること——を持つ存在である。⁽¹⁶⁾ここからして、これまでのように某公を一樣に同じ性質のものとして扱うことが最早できないことは明らかである。⁽¹⁷⁾

ここにおいて我々は、楚縣の管領者が公を稱したという知識から一時離れて、葉公・白公をその存在した時代背景の中に戻して、そこから彼らの社會的性格を改めて問い直してみる必要があるように思われる。

二 平王・昭王・惠王期の検討

(一) 平王期

葉公子高の生歿年は定かではないが、彼が活躍を始めたと考えられる平王期⁽¹⁸⁾（前五二八〜前五二六）は、楚にとって大きな節目になる時代であったように思われる。この時代がいかなる時代であったのか、いかなる時代的要請を持った時期であったのか、その點をまず明らかにする必要がある。

平王は周知の如く、その前の靈王（前五四〇〜前五二九在位）がクーデターで倒されたあとを承けて即位した王であり、そうした意味で尋常ならざる状況で王位に即いたと言える。すなわち、反氏族制的色彩が濃厚な靈王の諸政策——滅した國を縣としたりあるいは遷邑などの處置による軍事力の再編成、大氏族勢力への削弱策、私臣登用の試みなど——⁽¹⁹⁾は楚國の内外に大きな不満と非難を惹き起こし、その結果靈王は治世十二年にして、追われたり削弱策を蒙った公子や世族など楚國內の勢力と、國を滅されたり邑を遷されたりした楚國外の勢力との連合によるクーデターで自殺に追い込まれたのであった（『左傳』昭公一三年）。靈王によって整備された方城外の軍事力の中心たる蔡縣の縣公として、このクーデターに大きく關與した蔡公弃疾がすなわち平王であるが、こうした状況の中で即位した新王に、靈王による政策方針の變更という期待が國の内外から寄せられたことは當然豫測できる。すなわち平王の治世は、靈王期の繼承ではなく、その方向轉換を求める潮流の中で誕生したのである。では、こうした状況において平王に課せられた課題は、具體的にはいかなるものであったであろうか。

前述の如き即位の状況から、平王にとっては靈王の反氏族制的政策への不満で沸騰した國論を慰撫することが緊急かつ必須の課題であったことは間違いない。『左傳』昭公一三年に見えるように、平王は即位すると直ちに靈王によって縣と

されていた陳・蔡二國を復し、遷された邑を故地へ戻し、廢止された官を復する策を取った。これらはいずれも靈王によって破られた宗族制的秩序の回復への方向性を持つものであり、國の内外の欲求に沿ったものであったろう。

しかし、こうした靈王路線の變更は同時に新たな課題を平王につきつけることになる。すなわち、陳・蔡の復國は平王（弃疾）自らがこれまで己の支配下に置いていた軍事力の自らの手による解體を意味するものであった。陳・蔡・不羹といった大縣を中心とした靈王時代の方城外の地域の軍事力の強大さはこれまでも指摘されているが、クーデターの後に弃疾がその兄の二人の公子を排して王位に即くことに成功した（『左傳』昭公二年）のも、史料は明言していないが、蔡公としてこの方城外の軍事力を掌握していたことに負う所が大きかったのではないかと思われる。⁽²⁴⁾ 公子弃疾（平王）が楚國內に持っていた勢力基盤は明らかではないが、それがどれ程であったにしろ、蔡公として掌握していた軍事力に比べれば及ぶべくもなかったであろう。⁽²⁵⁾ すなわち、陳・蔡の復國は止むを得ない處置ではあったが、同時に平王の存在基盤を脆弱化させるものであったと言える。従って平王は自らの存在の安定のために、これに代わる新しい勢力基盤を求めねばならないという緊急の課題を負うことになったのである。

さらに靈王期の後始末として平王の前につきつけられた課題に邊境防衛體制の再建があったことは先に別稿でも指摘したことであるが、陳・蔡という大縣を中心としての方城外の軍事體制の瓦解、遷邑による打撃を受けての氏族軍たる従來の縣軍の再編の困難化といった状況を承け、東方の吳や北の中原に備えねばならない楚にとって防衛體制の整備は正に緊急の課題であった。

平王元年（前五二八）の次の史料は、平王が前述の課題にいかに対応しようとしているかその方針を推測させる手掛りとなるように思われる。

夏、楚子然丹ヲシテ上國ノ兵ヲ宗丘ニ簡シ、且ツ其ノ民ヲ撫セ使ム。貧ニ分カチ、窮ヲ振ヒ、孤幼ヲ長シ、老疾ヲ養ヒ、介特ヲ收メ、災患ヲ救ヒ、孤寡ヲ宥シ、罪戾ヲ赦シ、姦慝ヲ詰シ、淹滯ヲ舉ゲ、新ヲ禮シ、舊ヲ敍シ、勳ヲ祿シ、

親ヲ合ハセ、良ニ任ジ、官ヲ物ス。屈罷ヲシテ東國ノ兵ヲ召陵ニ簡セ使ムルコト亦之ノ如シ。(『左傳』昭公一四年)
 これは平王が然丹(子革)と屈罷に命じて國の西部と東部の兵備を簡閲して軍備を點檢し、併せて政に臨む姿勢を示したものと考えられる。ここにおいて「貧ニ分カチ」から「官ヲ物ス」までの具體的な施策は特に興味深い、それは「姦慝ヲ詰シ」までを境としてその前後で内容的に分けることができるように思われる。すなわち前半は、「貧しい者に與え、困窮者を救い、孤兒を育て、老人や病人を養い、身寄りのない者を收容し、罹災者を救い、孤兒や寡婦の賦税を軽くし、(輕い)罪のある者を赦し、(29)特に邪惡な者を問責する」という、社會的弱者の救済と正邪を正す一般的な撫民の施策であるのに對し、後半は「才がありながら任官していない者を登用し、新參者は貴賤上下の別をつけて登用し、古參の者にも官職を授け、功ある者には祿を與え、宗族を團結させ、賢良を選任し、官には適任者をあてる」、という官職への登用・任用の方針を示したものである。

このうち、特に後半部を見ると、こうした方針は先の平王に課せられた課題を背景として打ち出されたものであるように思われる。すなわち、積極的な人材登用・適材適所の能力主義を標榜する一方、舊來の臣への配慮・宗族の重視(31)(32)などで宗族的秩序擁護論をも満足させようとした、極めてバランスのとれた、正に即位時の平王に必要な姿勢が打ち出されていると言えるのではなからうか。すなわち、こうした基本線に沿って平王は自らに課せられた問題——自己の勢力基盤の確立、防衛體制の再建、そして宗族制的秩序の維持——に對處しようとしたものと思われる。(33)では、こうした線に沿って、平王は具體的にどのような政策を行っていったのであろうか。

まず平王が重用した人間を見ると、『左傳』によると、その治世に令尹に任ぜられたのは鬬成然(昭公一三・四年)、陽句(昭公一七・二三年)、囊瓦(昭公一三・定公四年)である。(34)鬬成然は若敖より出た鬬氏の、陽句は穆王より出た陽氏の、さらに囊瓦は莊王から出た囊氏のそれぞれ一員であるが、このうち陽句と囊瓦は王室出自の鬬氏や屈氏・蘧氏といった舊來の大世族に比べ、王室から分かれて開もない、言わば新世族とも言い得る存在である。令尹に次ぐ要職である司馬を見て

も、名が見えるのは公子魴(『左傳』昭公一七年)と遠越(『同』昭公三年)であり、ここから平王時代の令尹・司馬には公子もしくは新世族の就任が目につく。これは康王時代(前五五九〜前五四五)の後期から靈王時代、令尹職に蕩子馮(『同』襄公二年)、屈建(『同』襄公三五年)、蕩罷(『同』昭公元年)と舊來の大世族が就任してきたことと比べると注目して良い傾向と言えよう。(35)

さらにその六年(前五三三)に、平王が費無極の言を容れて北の城父(河南省寶豐縣東四十里)に太子建を置いて中原とのことに當たらせたことが『左傳』昭公一九年に見える。ここで中原との交渉・防備のために公子の中でも太子を起用していることと、ここに見える費無極なる人物に留意したい。(36)

平王のそばにあった讒臣費無極は有名であるが、その出自は明らかではない。『左傳』昭公二七年が伝えるように、昭王元年(前五一五)に費無極はその讒臣ぶりを憎む國人層の輿論におされた令尹子常によって族滅されているが、平王の寵臣であった無極が次の昭王の元年に殺害されたことから、無極には平王の後楯を失ったことが痛手であったことが推測され、ここから費無極はあるいは人材登用の方針に沿って拔擢された平王の私臣的人物ではなかったかと考えられる。(37)

以上見てきた所から、平王期の人材登用に關して氣付くことは、費無極の如き私臣の拔擢とともに、公子もしくは平王に比較的近い時代に王室から分かれた世族が令尹・司馬という要職に就き、太子を城父に置いて中原とのことに當たらせようとするなどの公子・新世族を積極的に任用する姿勢である。すなわち我々はここにおいて、平王はこうした公子や新世族を自らの勢力の基盤としようとしたのではないかという、平王の政策の一つの方向を見出し得るように思われる。(38)そしてそうであるならば、これは先の「親ヲ合ハセ」の實踐であり、宗族的秩序の支持者をも満足させるものであったであろう。(39)

では、もう一つの課題の邊境防衛についてはどのような措置がとられたであろうか。

『左傳』に見える邲(河南省邲縣)・州來(安徽省鳳臺縣)に城き(昭公一九年)、さらに州屈(安徽省鳳陽縣西)・丘皇(河南省

信陽縣南)に城いて茄(安徽省懷遠縣)と訾(河南省信陽縣西北)の人を遷し、巢と卷(河南省葉縣西南)に郭を築かせた(昭公二五年)のは邊境防衛、特に吳に對して取られた處置であるが、先の靈王時代の築城が人や土地の移動をともなつて、大縣・大邑の強化・擴充を意圖したと思われ(40)のと比較すると、土地を他邑へ所屬替えさせることがない。また遷邑や人を遷すことも、先の茄・訾の人を遷した他には平王五年(前五二四)に許をそれまでの葉から析(河南省内鄉縣)へ(41)、六年(前五二三)に陰の戎を下陰(湖北省光化縣西)に遷した二例(42)だけでこれも靈王時代に比べると數が少くない。靈王が意圖した、鄙の田を増やして大縣の力を一層擴充させ、(43)そうした大縣を邊境防衛・軍事進出の據點にしよつとする構想は、前述した如く縣とされた國や、土地の分割・遷邑の對象となつた邑の人々の強い抵抗の前に挫折したのであるから、平王の政策がそれと異なるのは當然であろう。では平王によつて取られた新しい策はいかなるものであつたらうか。氏族軍であつたそれまでの縣軍に代わつて、共王時代(前五九〇)前五六〇)に一部始められたと思われる邑の人民を兵として用いることがこの平王期から邊境などより廣範な地域で實施されるようになったと見られることは既に指摘したことがあるが、(44)しかし平王期の史料からだけではこれ以上のことは明らかにならない。この問題解明のためには、我々はさらに次の昭王、惠王の時代へ目を向けねばならない。

しかし昭王期の検討へ移る前に、平王によつてなされたことで最後に一つ目を留めておくべきことがある。

楚ノ令尹子旗、王ニ德有リテ度ヲ知ラズ。養氏ト比シテ求メ厭ク無シ。王之ヲ患フ。九月甲午、楚子鬬成然ヲ殺シ、養氏ノ族ヲ滅シ、鬬辛ヲシテ鄖ニ居ラ使メ、以テ舊勳ヲ忘ル無ケント。(『左傳』昭公一四年)

これは平王の即位に功のあつたことを理由にその振舞に目に餘るものがあつた令尹子旗(鬬成然)と養氏の族を王が殺したことを傳えるものであるが、ここで王が鬬成然の子の辛を「鄖ニ居ラ使メ」たとは何を意味するのであろうか。

鄖(湖北省鍾祥縣南)(45)は『左傳』成公七年に「鄖公鍾儀」なる者が鄖の捕虜になつたとあることから、かつては楚の縣であつたと思われる。では、平王は鬬辛を鄖縣の縣公としたのであろうか。『左傳』定公四年に「鄖公辛」と出てくるのを

見るに、その可能性も考えられる。しかしこの『左傳』定公四年を見ると、吳の侵略に追われて昭王が郟に逃げてくる
と、王を殺そうとする弟の言を斥けて辛は王と共に隨に奔っているのである。吳の侵入による都郟の陥落という楚にとつ
ての未曾有の國難に際し、鬪辛がもし軍事的要職である縣公であったなら、何らの軍事的任務にも就かず
に郟にいたこと
はいかにも奇異である。ここから、私は敢えて郟公鬪辛は郟縣の管領者ではなく、郟は鬪辛に封邑として賜與されたので
はないかと考える。それに關して、郟の位置に諸説がある中で、郟と邲を等しいとする説の存在が興味を引く。何故な
ら、邲は『左傳』宣公四年が記すように、鬪氏の祖の若敖とその子鬪伯比の二代が婚姻關係を結んだ、鬪氏と極めて深い
縁のある地であり、その邲と郟が等しいとすれば、勳を忘れないために鬪氏と縁の深い郟を封邑として鬪辛に賜與する可
能性は十分あるのではないかと考えるからである。⁽⁴⁸⁾

また、もし郟が鬪辛の封邑であるとすれば、これは「公」が縣公以外の者に使われた例となり、「公」が必ずしも縣公
を指すとは限らない可能性がここに出てきたことになる。⁽⁴⁹⁾さらに附け加えるならば、この鬪辛への處遇は先に見た平王の
施政方針に照らすと正しく「勳ヲ祿シ」に當たるものであり、⁽⁵⁰⁾一方では鬪成然殺害を緩和するための大世族鬪氏への慰撫
策でもあったであろう。

(二) 昭王・惠王期

平王の子昭王(前五一五〜前四八九在位)、さらにその子の惠王(前四八八〜前四三二在位)の時代には、平王期に見られた
公子や新世族を多く要職に就ける傾向はどうなるであろうか。

『左傳』よつてまず令尹職を見ると、前代からの囊瓦の後、平王の長庶の公子申(定公六・哀公一六年)、葉公子高(哀
公一六・一七年)、公子申の子の公孫寧(哀公一七年)と續く。⁽⁵¹⁾一方司馬は、昭王時代には左司馬戍・右司馬稽(昭公三二年、
左司馬戍は昭公三〇・定公四年にも見える)、左司馬販(哀公四年)、惠王時代には葉公子高(哀公一六年)、昭王の兄の子の公孫寬

(哀公一六年)、さらに後に令尹に就任した公孫寧(哀公一八年)も右司馬として名が見える。⁽⁵²⁾

ここに列記した名を見ると、右司馬稽と左司馬販の出自は不明であるが、左司馬戍とその子の葉公子高は、戍が吳王闔廬の臣であったという記述(『左傳』定公四年)からくる不確実さはあるものの戍が莊王の曾孫とする『左傳』昭公一十九年の杜注に従えば王族の出であり、その他の公子申(子西)・公孫寧(子國)・公孫寛は王族、しかも昭王・惠王に非常に近い血縁者である。ここから見て、平王時代の公子・新世族を令尹や司馬の要職に任ずる方針は確實に繼承され、しかも王により近い血縁者の任用が進められている。⁽⁵³⁾

またこの昭王・惠王の時代になると、明らかな邑や土地の賜與が史料に現われるようになる。まず來奔した吳の公子への例が二つ見られる。いずれも『左傳』である。

二公子楚ニ奔ル。楚子大ニ封ジ、其ノ徙ヲ定メ、監馬尹大心ヲシテ吳ノ公子ヲ逆ヘ使メテ養ニ居ラ使ム。莠尹然・左司馬沈尹戍之ニ城キ、城父ト胡ノ田トヲ取リテ以テ之ニ與ヘ、將ニ以テ吳ヲ害セントス。(昭公三〇年)

九月、夫槩王歸リテ自立シテ以テ王ト戦ヒテ敗レ、楚ニ奔リテ堂谿氏ト爲ル。(定公五年)

このうち前の方は昭王四年(前五二二)のことであるが、この三年前に闔廬によって殺された吳王僚の二人の弟が來奔した。その二公子を城父(安徽省亳縣東南七十里)と胡(同省阜陽縣西北)から分けた田を付與した養(河南省沈邱縣東)に居らしめ、吳に對する一つの砦としたのであるが、この場合「大ニ封ジ」とあることや、二人共に養に住んだことから官職として養を管領したとは考えられず、養はこの二公子の封邑として與えられたと見ることができよう。⁽⁵⁴⁾⁽⁵⁵⁾

さらに次の文は昭王一一年(前五〇五)に吳王の位をねらって兄の闔廬に敗れて來奔した夫槩王のことであるが、この『左傳』の文は非常に簡略でこれだけからは詳細は分からないものの、『通志』氏族略第三は「以邑爲氏」の項にこの「堂谿氏」を擧げており、ここから見て夫槩王に堂谿(河南省遂平縣西北百里)が封邑として與えられたことは間違いないものと思われる。⁽⁵⁶⁾⁽⁵⁷⁾

こうした邑の賜與は楚の公子・公孫へもなされている。

三月、楚ノ公孫寧・吳由于・蓬固巴ノ師ヲ薊ニ敗ル。故ニ子國ヲ析ニ封ズ。(『左傳』哀公一八年)

惠王梁ヲ以テ魯陽文子ニ與フ。文子辭シテ曰ク、梁ハ險ニシテ境ニ在リ。子孫ノ貳スル者有ランコトヲ懼ル。……

(王)之ニ魯陽ヲ與フ。(『國語』楚語下)

このうち先の惠王一二年(前四七七)の公孫寧(子國)に對するものから見ていこう。莊王元年(前六一三)の子儀の亂に關係した析公が晉に出奔したという史料(『左傳』襄公二十年⁽⁵⁸⁾)から、析はかつて縣であったと思われるが、その後前述した如く平王の時に許が一時ここに遷ったものの、前五〇六年に許が容城(河南省葉縣西)へ遷って以後のその管領形態は明らかでない。『史記』などの文獻では「封ず」と「縣大夫と爲す」が必ずしも嚴密に使い分けされていないことは増淵龍夫氏が既に指摘されており、従って「析ニ封ズ」という語から直ちに析は封邑として子國に與えられたと見ることは危険であるかもしれない。しかしこの例に關する限りでは、子國はこの前年に令尹に就任しており(『左傳』哀公一七年)、令尹が縣公を兼ねることは考えられないことから、析は子國の封邑となったと見て良いものと考ええる。⁽⁶²⁾そしてこの析の賜與は巴の師を敗った功に對するものであり、正に「勳ヲ祿」すに該當するものであろう。

では次の『國語』の魯陽(河南省魯山縣西北)も、やはり封邑と見得るであらうか。それについては先の引用文中の梁(河南省臨汝縣東南)を辭退した文子の言葉が興味深い。すなわち、文子は梁が堅固な地でも國境に近いために子孫が貳することを恐れたのであるが、ここにおいて文子は梁の子孫への世襲を前提としているのである。平勢隆郎氏は楚縣では比較的早く世襲の否定が實現されていたと論じておられるが、明らかに縣と見なすことのできる靈王期以前の申や息に關する平勢氏の詳細な考證を見るに確かに世襲支配という體制ではない。⁽⁶⁴⁾従って魯陽文子が梁の世襲を前提としていることから、梁は縣ではない可能性が極めて高いことになる。

さらに文中の「貳」を傳統的な讀みに従って「ふたごころ」「そむく」と訓ずるにしろ、小倉芳彦氏が『左傳』の「貳」

について考證された如く「はなれる」「くつつく」と解するにしろ、⁽⁶⁵⁾いずれにしてもそれは經濟的にも軍事的にも梁を據點として自己の勢力を確立していなければできないことである。とすれば、楚縣と縣管領者との關わりは軍事面にほぼ限定され、縣がその管領者の勢力の基盤になるようなものではなかったと考えられること⁽⁶⁶⁾から、梁そしてそれに代わるものとしての魯陽は縣ではなく、封邑であつたと考えられる。

以上見てきたように、昭王・惠王の時代はその政策の基調において平王時代の繼承と云うことができよう。

(三) 王族への土地賜與

これまで二つの節で見てきた如く、平王から惠王までの時代にはいくつかの封邑賜與と思われる事例が存在した。今、土地を與えられたと見られた人物とその出自を改めて確認すれば、公孫寧(子國)と魯陽文子、さらに一章で見た白公勝(はいずれも平王の孫、さらに葉公子高(沈諸梁)は前述の如く疑問は残るものの莊王から出た沈氏の一員、⁽⁶⁷⁾郎公鬬辛は若敖より出た大世族鬬氏、さらに吳の公子達であつた。ここから、平王以後に邑を與えられているのは吳の公子を除けば王の近親の公子、もしくは王室出自の世族であることが確認される。

こうした現象は平王より前の楚國の狀況と比較した場合、いかなる意味を持つのであろうか。

張君氏はその論文「論楚國宗族制解體の歴史原因」の中で、楚では文王以後の三王は王子を別封することがなく、そのため王室に給を仰がねばならない王子達の經濟力は弱かった、また楚では貴族への食邑・賞田の賜與も活潑でなかった、と論じておられる。⁽⁶⁸⁾張氏が説かれたように文王以後の三王が全く王子達へ封邑を與えなかつたかどうかは斷定できないが、しかし確かに『左傳』を始めとする文献には楚の賞としての賜邑、あるいは他國からの來奔者への賜邑が特に平王より前の時代には極めて少なく、他國と比べると楚の著しい特色とも言えるほどである。⁽⁶⁹⁾

楚の數少ない平王より前の賜邑を傳える話の中で、最も有名なのは孫叔敖(もしくははその子)へのそれであろう。この話

は諸書に記載があるが、⁽⁷⁰⁾『韓非子』を今引いてみると、

楚ノ莊王既ニ勝チテ河雍ニ狩ス。歸リテ孫叔敖ヲ賞ス。孫叔敖、漢閒ノ地、沙石ノ處ヲ請フ。楚邦ノ法、祿臣ハ再世ニシテ地ヲ收ム、唯ダ孫叔敖ノミ獨リ在リ。此レ其ノ邦ヲ以テ收メラレザルハ瘠ナレバナリ。故ニ九世ニシテ祀絶ヘズ。⁽⁷¹⁾（喻老篇）

となる。この話がもし事實であるならば、莊王時代（前六一三—前五九一）の土地賞賜の例とならう。しかし、平勢隆郎氏は『呂氏春秋』『史記』が傳える話で孫叔敖の封地とされている寢丘に關して、その寢丘の管領者と思われる「寢尹」が史料に見えることからこの話が虚構である可能性を示しておられる。⁽⁷²⁾私もここに見える「再世收地」の法が春秋期の楚で行われていたことを示す史料が見当たらないことから、岡田功氏も述べておられる如く、⁽⁷³⁾「再世收地」の法とは戰國期に吳起によって打ち出されたものではないかと考えており、そうであるならばこの話は吳起の變法の後に作られたことも考えられよう。いずれにしろ、この孫叔敖説話はそのまま實際の莊王時代の話とするには問題が多いと言える。

以上見てきたように、文獻の上からは、平王より前の確實な封邑賞賜の事例は公子・世族どちらにも見出すことができない。

楚における土地所有に關しては、近年特に中國で研究論文が發表されているものの、⁽⁷⁴⁾まだまだ不明の點が多い。しかし、その問題に關係して一つの注目すべきことがある。それは春秋期の楚で起きた「奪室」あるいは「奪邑」事件では、⁽⁷⁵⁾いずれも王・公子が加害者側にいることである。すなわち、『國語』楚語上では莊王の時に王子變と儀父（鬬克）が師崇

（潘崇）と子孔（令尹成嘉）の室を分け、また『左傳』成公七年の條では子重（公子嬰齊）・子反（公子側）・沈尹・王子罷が屈氏の一員である申公巫臣の族と連尹襄老の子の室を分けており、さらに『左傳』昭公一三年の靈王之薨掩・鬬韋龜・鬬成然らに對する奪室・奪邑は先に觸れたとおりである。⁽⁷⁶⁾ここにおける奪室の「室」の指す内容は具體的に特定し難いが、

こうした事件を見ると楚では王室と舊來の鬬・屈・薳氏といった大世族の經濟力にはそれ程の差がない、むしろ個々の公

子の經濟力は、大世族の大夫に及ばないかの如き印象さえ受けるのではあるまいか。(77) かつて成王時代(前六七一〜前六二六)の初期に令尹に就任した鬬穀於菟(子文)が「自ら其ノ家ヲ毀チテ以テ楚國ノ難ヲ紓クス。」(『左傳』莊公三〇年)とあるように、その家財を出して混亂していた楚を安定させたことも、鬬氏の經濟力の大きさを示すものであった。すなわち、こうした舊來の大世族は王室のそれにも匹敵するような巨大な族産(田邑・家財)を領有し、楚において極めて安定した勢力を維持してきたのではなからうか。(78) 楚において平王期より前に世族の族員である大夫に封邑の賞賜が見られないのは、(79) あるいは楚では他の諸國に比べ同姓宗族たる舊來の大世族が、廣大な族産の土地を背景に極めて安定した大きな勢力を有していたため、とは考えられないであろうか。(80) こうした状況の中で、公子達が封地を持たずに王室に給を仰いでいたのか、あるいは文獻上は見えないが封邑を持つ者もあつたのかは確定できないが、(81) 封地を持つ者がいたとしてもその數は少なかったのではないかと考えられる。

こうしたことを見てくると、平王以後、特に昭王・惠王期に顯著になる王の近親者への封邑賜與は、平王に課せられた課題から言わば必然的になされたものであることが理解できるのではなからうか。すなわち、前述の如き大きな經濟力を持つ舊來の大世族の間にあって、クーデター、さらにその後の方城外の軍事力の解體で極めて不安定になった王權を安定させねばならない平王以後の諸王は、大世族と結んでその力に頼るのではなく、自らの近親である公子や新世族に封邑を與えることでその力を強め、そうした近親者を政權の中樞に入れ、あるいは地方に置くことよって自らの王權を強固にすることをねらつたのではなからうか。(82) しかもその封邑賜與も恣意的になされるのではなく、子國の例に顯著に見られた如く、「勳ヲ祿」すの方針が貫かれており、(83) さらに先に引いた『左傳』哀公一八年の記載で子國と共に巴軍を敗つたとされる吳由于と遠固は封邑を與えられていないことから、賜與の規準もかなり厳しかったことがうかがわれる。

では、そうした賜與の際に與えられる土地や邑はどこから割り當てられるのであろうか。先の靈王の教訓から大世族の邑に手をつけられないことは明らかであり、また大世族との軋轢は平王以後の王の避けるところのはずのものである。從

つて賜與される田邑は世族の封邑以外の地、もしくは楚が新たに獲得した土地が當てられたことが考えられる。とすれば、そこにはかつて縣であった邑もその對象として含まれてくることもあったであろう。⁽⁸⁴⁾

三 春秋後期の「公」について

ここまでの検討から、「公」に邑名を冠した、某公という稱を帯びた人物を、これまでの如く縣公という一つの概念で割り切れることは必ずしもできないのではないか、という初めに提出した疑問に對し、かなりの答が得られたように思われる。すなわち、これまで認められてきたその邑(縣)の管領者たる「官邑公」⁽⁸⁵⁾の他に、平王期以後になると「封邑公」⁽⁸⁶⁾が出現する、と言えるのではあるまいか。鄭公鬲辛・葉公子高・白公勝・魯陽公がそうした例としてあげられよう。⁽⁸⁷⁾ すなわちこうした「封邑公」は、平王以後の公子をその主な對象とした邑・土地賜與の中から出てきたものである。

ここにおいて、このような「封邑公」の中で、葉公子高や白公勝のようにその封邑以外の地にいる者があったことに再び目を向けなければならない。彼らがその封邑以外の地にいた理由について、葉公の場合ははっきりしないものの、白公勝については『左傳』哀公一六年からその理由は明らかである。すなわち、

子西曰ク、吾レ聞ク、勝ヤ信ニシテ勇、利アラズト爲サズト。諸ヲ邊竟ニ舍キ、藩ヲ衛ヲ使ムト。

とあり、邊境の守備が任とされている。すなわち勝は白公でありながら巢(『史記』伍子胥列傳に従えば鄆)を守る任を負っていたのであり、恐らく葉公子高も蔡で邊境防衛の任に當っていたものと思われる。先に一章で述べた葉公が蔡にいる必然性とはこうしたことであつたと考えられる。また、曾侯乙墓竹簡に見える魯陽公が公孫寛であつたならば、寛は魯陽公で同時に司馬であつた。

このように見てくると、葉公・白公・魯陽公という稱は、それぞれ蔡・巢(鄆)を守る職あるいは司馬職、さらには葉公の場合の如く令尹という官職とも並存し得るものである。ここからしてこの「公」は官職名ではなく、爵號ではなかつ

たかと考えられる。「縣公」の「公」、すなわち例えば申息の師を率いて活躍した申公子儀・息公子邊（共に『左傳』僖公二年）の「申公」「息公」が爵號であったか、またあるいは官職名であったかは楚の爵制全體の中で説明されねばならないことであり本稿ではこれ以上論ずる力はないが、子儀・子邊にあっては原則としてその世襲支配は否定され、申・息は彼らの封邑とは考えられない。そうした意味で縣公のような「官邑公」と、葉公・魯陽公らの「封邑公」は異質なものとして理解されるべきであろう。⁽⁸⁹⁾

そしてここに到って、我々は平王に課題として残された邊境防衛體制の再建という問題を改めて考える段階に達したようである。

葉公・白公は先に見たように蔡・巢（鄧）を守る任についていたと考えられるが、

多十月、吳楚師ニ豫章ニ軍シテ之ヲ敗リ、遂ニ巢ヲ圍ミテ之ニ克チ、楚ノ公子繁ヲ獲タリ。（『左傳』定公二年）

という文の公子繁に杜預は「繁ハ巢ヲ守ル大夫ナリ」と注している。さらに同じく『左傳』の定公四年に見える「武城黒」への杜注は「黒ハ楚ノ武城ノ大夫ナリ」である。この二つの記事は昭王八年（前五〇八）と一〇年（前五〇六）のものであるが、公子繁と黒が杜預の注のとおり巢と武城（河南省南陽縣北）を守る任にあつたのであれば、惠王時代の葉公や白公の蔡・巢（鄧）への関係と同様のものと考えることができそうである。さらに武城については『左傳』哀公一七年に「武城尹」なる語が見え、杜注はそれを公孫朝のこととする。とすれば、「武城尹」という稱、さらに先の武城黒と公孫朝の間には世襲關係は存在しないと思われることから、この武城は楚の縣であつた可能性が出てくる。⁽⁹⁰⁾ とすれば、蔡・巢（鄧）も同じく楚縣であつたことが考えられる。

すなわち、靈王の大縣を中心とした邊境防衛體制が破綻した後に楚が取つた策とは、それまでより小型化した縣に主として公子・公孫の縣尹を派遣し、その縣邑さらに周邊の邑の人民を兵として有事に對處する、というものではなかつたかと考えられる。⁽⁹⁴⁾ そして近親の王族のうち功ある者に封邑を與え、安定した勢力基盤を持たせて自らの王權の支えとしようと

平王時代から生み出されていった「封邑公」が、地方でこうした縣尹に任じられて、邊境の防衛に當たることもあったのではなからうか。葉公子高・白公勝とはそうした存在であったように思われる。⁽⁹⁵⁾そしてまた、ここで巢・武城・蔡の縣尹であったのではないかと考えられた人々は、出自不明の武城黒を除き、公子・公孫・王族の出であることから(葉公子高を王族の出とすることには前述の如く疑問もあるが)、平王の施政の方針であった「親ヲ合ハ」せることがここでも貫かれていることに氣付かされる。

四 結びにかえて

本稿は葉公子高や白公勝といった人物が、普通に言われる「縣公」と異なり、葉や白を封邑にしているように思われる疑問を出発点とし、彼ら「封邑公」が靈王期の大變動の後の王權建て直しの時代にその必要策の一環として生まれてきたものであることを見てきた。ここではこうした封邑公の戰國期への展望と、今後の課題を述べて結びに代えたいと思う。

戰國期の楚については不明の點が多いが、その一つに封君の問題がある。『戰國策』を始めとする諸文獻、また鄂君啓節などの考古學的史料は、封邑地を持ち、獨立化の傾向を有する封君が戰國期の楚に數多く存在したことを傳えているが、こうした封君が、楚においていつごろから、どのように出現してくるかについてはこれまでほとんど論じられることがなかった。特に、何度も引用した平勢隆郎氏の研究などから春秋期の楚縣は原則として世襲支配が否定されていたことが明らかとなり、春秋縣から封君の封邑へという連續の系譜はたどることができず、兩者の間には斷絶があることがはっきりしたのである。⁽⁹⁶⁾

戰國楚史の考察に重要な鍵となるこうした戰國の封君の出現について、私は本稿で述べてきた「封邑公」が封君の系譜の初めに置かれるのではないかと考えている。もちろん本稿で見た「封邑公」は戰國封君に比べ、勢力も獨立化の傾向も小さいものであったと思われるが、戰國封君はこの「封邑公」の系譜上に生み出されてくるのではあるまいか。⁽⁹⁷⁾そうし

た意味で、本稿は戦國封君の出現に向けての一つの試論ともなっている。戦國の封君制そのものについてはもちろん稿を改めて論じなければならないが、特に公や君といった爵號の問題の解明は、封君が楚の制度上でいかなるものであったかを考えていくために必要であろう。⁽⁹⁸⁾

さらに本文中で述べた如く、かつての縣が封邑として賜與されることもあったと思われるが、このように縣が封邑に變質することはあるいは楚の特徴の一つとも考えられ、こうした點も含めて戦國期の楚の郡縣の問題が改めて問われなければならない。こうした課題が、まだ私に残されている。

註

(1) 以下、王名は楚王を指す。

(2) 葉は河南省葉縣南三十里。地名の比定は、特に斷わらない場合は、程發軔『春秋左氏傳地名圖考』（廣文書局、民國五六）による。

(3) 殷崇浩「春秋楚縣略論」（『江漢論壇』一九八〇（四）八三頁、楊寬「春秋時代楚國縣制的性質問題」（『中國史研究』一九八一（四）二二頁、平勢隆郎「楚王と縣君」（『史學雜誌』九〇（二）、一九八一）四四～五頁。

(4) 舊鈔卷子本『春秋經傳集解』を原本とする『左氏會箋』では、昭公八年の本文が「穿封戌ヲシテ陳ノ縣公爲ラ使ム。」と、本文に「縣公」の文字が入っている。さらに公の他、尹も楚縣管領者の稱であった。平勢・楊寬兩氏の「前掲論文」三九頁・二五頁参照。平勢氏は君も縣管領者とされる。

(5) 楊寬「前掲論文」二五・二七頁。殷崇浩「前掲論文」八五

頁も縣の成立と分封制を對立するものととらえ、平勢氏も「前掲論文」で楚縣の世襲支配は早くに否定されていた、と結論つけておられる。

(6) 縣管領者が官僚と封邑受領者の兩面を持つことを指摘し、縣管領者を一般に官僚的なものと決めつけることにその論文「先秦時代の封建と郡縣」（『中國古代の社會と國家』弘文堂、一九六〇）四〇〇～四一〇頁で疑問を出されたのは増淵龍夫氏であった。しかし楚では、史料から確實に縣公と見なし得る人物の場合は縣との關わりが軍事面にはほぼ限定され、采邑の色彩は見られないように思われる（拙稿「春秋楚國の申縣・陳縣・蔡縣をめぐって」（『東海大學紀要文學部』四一、一九八四、三九頁）。

(7) この蔡が新蔡を指すのか、それとも『左傳』哀公元年にこのいきさつが述べられているところの前四九四年に楚によつ

- て遷された「江汝之閭」の地を指すのかは明らかでない。
- (8) 僖公二五年。
- (9) 楊寬「前掲論文」二五頁、殷崇浩「前掲論文」八六頁。
- (10) 楊寬氏は「前掲論文」の「附録四、楚國白公勝所在縣邑考」でもっと吳に近い地と見ておられる。
- (11) 『史記』伍子胥列傳は白公を郢(楊寬「前掲論文」附録四は安徽省壽縣南とする)に置いたとし、『左傳』哀公一六年は白公のいた地を「吳竟」として特定していない。また巢の位置も安徽省六安縣東北とする異説(何浩「巢國史跡鈿沈」『中國史研究』一九八三—二、一三四頁)もある。
- (12) 郢に令尹の宮がある(『左傳』定公四年)。
- (13) 子高は令尹職を退いた後に葉に戻っていることから、令尹・司馬在任中も葉公であったと見てよからう。史料上縣尹が令尹を兼ねた可能性があるのは、孫叔敖に令尹職を譲ったとされる「沈令尹」(『韓詩外傳』卷二)であり、平勢氏は「前掲論文」四六頁でこれを沈縣の管領者たる沈尹蒸としておられる。しかし、孫叔敖と同時代の沈尹として諸書の傳える人物を見ると、この沈令尹の他、沈尹蒸(『呂氏春秋』當染篇)・沈尹巫(『同』尊師篇)・沈尹筮(『同』察傳篇)・沈尹筮(『同』贊能篇)・沈尹筮(『新序』雜事第五)・沈尹(『說苑』雜言篇)・『左傳』宣公二二年)と一定ではなく、しかもこれらのうちで令尹職に關する話が見えるのは『呂氏春秋』贊能篇と『說苑』雜言篇の二箇所、さらにこの二つのうちでも『說苑』は『韓詩外傳』卷二の沈令尹の話と同じく沈尹が孫叔敖に令尹職を譲ったとするも、『呂氏春秋』では沈尹筮
- は荊王から令尹になるよう求められたが、それを辭退して孫叔敖を就任させた、とある。すなわち孫叔敖と同時代の沈尹の名、さらに沈尹が令尹に就任したか否かに關しては諸書の記述に不一致・矛盾があり、さらに「沈尹」を沈縣の管領者と見ることにしても、研究者の間にはこれを氏の名とする見解があることを平勢氏は「前掲論文」五五頁の註(53)で自ら指摘しておられる。こうしたことから考えるに、この『韓詩外傳』卷二だけから沈縣の管領者が令尹になったと斷定するのは困難であろう。一方司馬は、「左司馬沈尹戍」(『左傳』昭公二七年)が見えるが、沈尹が確かに沈縣の管領者であったとしても、司馬・縣管領者は共に軍事を主とする者であり、楊寬氏も説かれる如く(「前掲論文」二六頁)楚縣の管領者が司馬へ上昇する例が多いことから、あるいは縣管領者のままその職につくことがあり得たかもしれない。
- (14) 平勢隆郎「前掲論文」、楊寬「前掲論文」二七頁。ただ岡田功氏は「楚國と吳起變法」(『歷史學研究』四九〇、一九八一)二二頁の注(7)で平勢説に否定的な見解を示しておられるが、私は平勢説を大筋において妥當と考える。
- (15) 『戰國策』楚策一は葉公子高が「食田六百畝」を持ったとしてゐる。
- (16) 白公勝の白については史料がないが、葉公と共通性を持つところから、白も封邑であったのではないかと思われる。
- (17) 先に拙稿「楚の申縣の變容をめぐって」(『西と東』汲古書院、一九八五)二七〇頁において、葉公子高は葉軍を率いていない點で従來の縣管領者と異なる、と述べた。これは本

稿で後述する如く、子高が葉縣の管領者ではなかったことからすれば當然のことであったが、先の拙稿の時点では葉と葉公の性格に疑問を持ちながらもそれ以上の検討はできなかった。

(18) 文獻への初出は『左傳』定公五年(昭王二十一年)であるが、平王期から活動していたと考えられる。

(19) 靈王によるそうした政策については、拙稿「春秋時代の楚の王權について―莊王から靈王の時代―」(『史學』五〇、一九八〇)四〇一―五頁参照。

(20) それについては拙稿「春秋楚國の申縣・陳縣・蔡縣をめぐる」三六―七頁参照。

(21) 『左傳』昭公四・七・一一年の申無宇の非難はそれを傳えるものである。

(22) 弃疾は蔡公の他、『史記』楚世家・陳世家によれば陳公でもあった。

(23) 谷口滿「靈王弑逆事件前後―古代楚國の分解(その二)―」(『史流』一三三、一九八二)四六―五一頁。

(24) 觀従が弃疾の兄の子干に「弃疾ヲ殺サズンバ國ヲ得ルト雖モ猶ホ禍ヲ受ケン」(『左傳』昭公一三年)と言ったのも、蔡公弃疾の持つ強大な軍事力を意識したものと思われる。本来楚の縣軍の出動は王命によると思われるが、こうした異常時には縣公の指揮權が絶対になったであろう。

(25) 靈王時代、陳・蔡・不羹の賦はそれぞれ千乗であった(『左傳』昭公二十二年)。

(26) 「楚の申縣の變容をめぐる」二六八―九頁。

(27) 「上國」に對する杜注・會箋に従う。

(28) 「兵」を武器などの兵備とする會箋に従う。

(29) 會箋は前の「孤寡ヲ宥シ」と一まとめと考え、服虔の「其ノ罪ヲ寬赦ス」という解を是とするが、私はむしろ後の「姦慝ヲ詰シ」と對應させるべきではないかと考える。

(30) 「親」を宗族と解する會箋に従う。

(31) この「舊」の中には楚王室から分かれた大世族も含まれると思われる。『左傳』昭公二二・一三年にあるように、靈王は大世族に對し、成虎の殺害、蘧掩・蘧居・鬪草龜・鬪成然の室や田を奪うなどの敵對策を取り、その結果彼らをして自らへのクーデターに立ちあがらせることになった。このように自らの利益を侵害される時、王への敵對者になり得る力を持った大世族は、平王にとってその關係に配慮を必要とする存在であったことは間違いないからう。

(32) 前後の文脈から見て、宗族を登用するという意味がこめられていて、と考える。

(33) この「貧ニ分カチ」から「官ヲ物ス」までの方針が、『左傳』にあるように簡兵という特定の場合で、實際に布告という形で發布されたのかどうかは必ずしも明らかでない。

(34) 人名の下の『左傳』の年はそれぞれ就任・離職の年を示す。ただ陽句の昭公一七年は令尹としての『左傳』への初出の年であり、令尹への就任はこれ以前であった可能性が高い。これに關して顧棟高「春秋大事表」二三楚令尹表は、三人の在職期間をそれぞれ、平王の即位直後―元年、平王二一―一〇年、平王二一―昭王一〇年、としている。

- (35) 康王と靈王の間の郊敖期四年間は、王子圍(のちの靈王)が令尹であり、康王後期から靈王期まで一貫して大世族令尹であったわけではないが、しかしこの四年間以外の時期は大世族の手に令尹職は握られていた。
- (36) 『左傳』によれば大子建を城父へ派遣することは費無極が大子を落し入れるために打った布石であったが、平王にはそうした費無極の意圖は見えず、素直にその言に従ったものである。
- (37) 費無極の讒言と彼についての諸書の記載は、松木民雄「春秋楚國費無極外傳」(『文化』四三—三・四、一九八〇)に詳しい。
- (38) 支配層の宗族を背景に持たない私臣が大きな権力を持つことには、抵抗がまだ大きく限界があったであろう。従って私臣を抜擢して周圍に集め、彼らに権力を與えて王自らの手足とすることはまだ當時の楚では時代的に無理であったと思われる。また新世族の擡頭に關しては、野間文史氏も「春秋時代における楚國の世族と王權」(『哲學』二四、一九七二)で楚では事あるごとに執政權は王室に近い者によって握られてきたと指摘されている。ただ、野間氏はそうした傾向を楚が傳統的に世族抑壓策を取っていたためと解しておられるが、私自身は楚王室に舊來の大世族を積極的に抑壓するだけの力があつたかどうか疑問を持っており、むしろそうした大世族に對抗するために新世族と結んだのではないかと考へる。
- (39) 『左傳』定公元・二年に見える、周の卿士鞶簡公が異族の人ばかりを任用したため鞶氏の子弟に殺された事件は、當時の雰圍氣をよく傳へるものと思われれる。
- (40) 「楚ノ公子弃疾許ヲ夷ニ遷ス。實ニ城父ナリ。州來ノ淮北ノ田ヲ取リテ以テ之ニ益ス。伍擧許男ニ田ヲ授ク。然丹城父ノ人ヲ陳ニ遷シ、夷ノ濮西ノ田ヲ以テ之ニ益ス。方城外ノ人ヲ許ニ遷ス。」(『左傳』昭公九年)や「楚子陳蔡不羹ニ城ク。」(『同』昭公十一年)などは、この時期の大縣・大邑を一層増強させる意圖を、よく示しているものと言えよう。
- (41) 『左傳』昭公一八年。
- (42) 『左傳』昭公一九年。
- (43) 縣における賦の供出源としての鄙の田の持つ重要性は、『左傳』成公七年の申公巫臣の言葉から明らかである。
- (44) 「楚の申縣の變容をめぐって」二六六—九頁。
- (45) 鄙の位置は遷徙のために一定ではなく、程氏は鬬辛の時代にはこの地にあつたとする。
- (46) この鍾儀は『左傳』成公九年で自らを「冷人(—樂官)」「小人」と稱しており、地位が高く、大世族や公子の就任例が多い楚の縣公としては奇異であり、私は成公七年の「郕公鍾儀」の句は「郕公と鍾儀」と解すべきではないかとも考へているが、そうとしても郕公の存在は間違いない。そして鄭との戦いに参加していることから、この郕公は縣公と見てよいものと思われれる。
- (47) 陳槃「春秋大事表列國爵姓及存滅表課異」(中央研究院歷史語言研究所專刊之五二、民國五八)冊三、郕の條。
- (48) この勳を會箋は辛の父の子旗の功とするが、鬬伯比・鬬穀於菟など歴代の鬬氏の王室への功とも考へられよう。

(49) 嗣辛と郎との関係に關し、先の大子建と城父の關係についての考えを述べれば、平勢氏は「前掲論文」五四頁で城父を縣とされるが、私は城父は王領地であったとは考えるが、『左傳』昭公二〇年の平王の奮陽への言葉などから、建が縣公になったと見るよりは、一時的に城父を采邑にしたと見る方が良いのではないかと考えている。

(50) 「勳ヲ祿」すことは、このようにその先代・先祖の勳を對象としてなされることもあったと思われる。

(51) 人名の下の『左傳』の年は原則としてそれぞれの就任・離職の年を示すが、公子申の定公六年は令尹としての『左傳』への初出の年、さらに公孫寧の哀公一七年は就任の年である。公孫寧の離職に關しては『左傳』には記述がない。『春秋大事表』楚令尹表ではそれぞれの在職期間を、昭王一〇〜惠王一〇年、惠王一〇〜一一年、惠王一〇〜一一年、としてゐる。これ以後の令尹については、史料の不足から時代順に追うことはできない。

(52) 昭王の兄の公子結も『左傳』哀公一七年の杜注、『國語』楚語下の章注から司馬であったと思われるが、就任の時期は不明。

(53) 子國の令尹就任の前に候補となった子良（『左傳』哀公一七年）も惠王の弟である。

(54) 「大ニ封ジ」から直ちに封邑とすることができないのは後述するとおりである。

(55) 曾侯乙墓出土の竹簡に見える「鄴(養)君」（裘錫圭「談隨縣曾侯乙墓的文字資料」『文物』一九七九(一七)、江陵岳

山大隊出土の簠の銘文中の「鄴白(伯)」（荊州地區博物館「江陵岳山大隊出土一批春秋銅器」『文物』一九八二(一〇)）などがこの養といかなる關係を持った存在であったかは今後の課題である。

(56) 『左傳』定公五年の會棠から棠と棠は通用したと見られる。

(57) 『水經注』卷三一の濯水の條は「吳王闔閭ノ弟夫渠楚ニ奔リ、之ヲ棠谿ニ封ズ。」とし、さらに何浩「試論西周春秋時期的楚國土地占有制度」(『江漢論壇』一九八三(四) 六七頁)はこれを異姓宗族への采邑賜與の例としている。

(58) この他、『國語』楚語上にも見える。

(59) この析公については他に史料がないが、存在したのが穆王・莊王期であることから、その性格は時期的に接近した「申公」「息公」と同様縣公であろうと考えた。

(60) 『左傳』定公四年經文。

(61) 「前掲論文」四一四頁。

(62) 何浩氏も「戰國時期楚封君初探」(『歷史研究』一九八四(一) 五)一〇〇〜一〇一頁でこれを楚における封君の最初の例とされる。

(63) 『國語』の章注は司馬子期の子、『左傳』哀公一六年の會箋も子期の子の公孫寛のこととする。さらにこの魯陽文字は『淮南子』覽冥訓の魯陽公、『墨子』耕柱・魯問篇の魯陽文君と同一人物と思われる。

(64) 「前掲論文」四〇〜四四頁。

(65) 「貳と二心」『左傳』の「貳」の分析」(『中國古代史研

究」第三、吉川弘文館、一九六九。

(66) 拙稿「春秋楚國の申縣・陳縣・蔡縣をめぐる」三九頁。

(67) 陳厚耀『春秋世族譜』巻下。

(68) 『安徽史學』一九八四一六、四五～六頁。

(69) 次に述べる孫叔敖(もしくははその子)への賜邑の話の他、賜邑の可能性があるのは來奔した齊の七人の公子を大夫とした時と舒鳩を滅ぼした功で爲掩を賞した場合(『左傳』僖公二六・襄公二五年)であるが、どちらも史料上からは明言で

きない。

(70) 『呂氏春秋』異寶篇、『史記』滑稽列傳、『淮南子』人間訓、『列子』說符篇。

(71) 「前掲論文」四七頁。

(72) 程濤平氏は「春秋時楚國貴族對土地の占有及所受の限制」(『中國社會經濟史研究』一九八四一一)六二頁で靈王による鬬韋龜らの田邑の奪取をこの「二世收地」の法によるとしておられるが、他王によるこうした例が見られないことか、これは靈王の恣意的な行爲であったと思われる。また殷崇浩氏は「春秋戰國時楚國土地制的變革」(『江漢論壇』一九八五—四)七二—三頁で、楚の卿大夫の封地は始めは「再世收地」の短期占有であったが、昭王の頃までに世襲に変わった、とされるがこれも首肯し難い。

(73) 「前掲論文」二五頁。

(74) 註(57)(62)(68)(72)の論文。

(75) 註(31)参照。

(76) 小野澤精一氏は『左傳』に見える「室」の意味と春秋時

代の財産」(『中國古代説話の思想史的考察』汲古書院、一九八二)三四七～五一、三三七頁で「取其室」と表現される場合の室の内容として、貴重財貨・道具類・車馬・邑などを擧げておられる。

(77) 鬬氏・成氏は莊王九年(前六〇五)の若敖氏の亂での敗北によって、具體的には不明ながらその勢力は大きく削減されたと思われるが、それでもこの時點ではかなりの力を有していたことがうかがわれる。

(78) 楚の世族の封邑の所有權に關しては、何浩氏(『試論西周春秋時期的楚國土地占有制度』六七頁)は王に屬す、殷崇浩氏(『春秋戰國時楚國土地制的變革』七二—三頁)は王から世族へ移行したと論が分かれているが、建て前としての所有權が誰に屬すにしろ、實際には大世族が所有權を持っているのと同じであったことは、靈王による奪邑がクーデターという大きな抵抗を惹き起こしたことから分かる。さらにこうした大世族の族産は時代と共に増加されていくことがあったと思われるが(『左傳』昭公二三年の鬬韋龜の邑中蹇は河南省魯山縣東南五十里であり、楚の力がここまで及ぶのは鬬氏が王室より分かれた時期よりはるかに後のことであるから、この地は當然王室より分かれて以後に與えられたと思われる)、族産として宗邑以下複数の邑と田土を所有していたと考えられる。

(79) 註(78)の鬬韋龜の邑中蹇の例からも明らかな如く、世族への賜邑自體が全くなされていなかっただけではない。ただそれが他國のように何らかの功に對する賞賜としては記録され

ておらず、どのような理由で與えられたか明らかでない。

- (80) こうした見方が当たっているとすると、楚は極めて強い氏族制の體質を持っていたことになると思われるが、俞偉超氏が「關於楚文化發展的新探索」(『江漢考古』一九八〇—二)二五頁で、土と庶の區別の弛緩・階級制度の變化の度合が、楚は三晉兩周地區に比べて遅い、としておられるのは興味深い。

- (81) 一九七九年發掘の河南省浙川縣の浙川下寺二號墓の墓主について、王子午(河南省丹江庫區文物發掘隊「河南省浙川縣下寺春秋楚墓」『文物』一九八〇—一〇)、蓮子馮(李零「楚叔之孫俶 究竟是誰」『中原文物』一九八一—四)、王子午の孫(張亞初「浙川下寺二號墓的墓主、年代與一號墓編鐘的名稱問題」『文物』一九八五—四)の三説があるが、この墓主が王子午あるいはその孫であったとすれば、ここは王子午又はその孫の封地であった可能性もある。

- (82) これについては三章でふれる。

- (83) 恣意的な賞賜に對する楚の國人層の拒否的反應は『左傳』襄公二十二年に見える。

- (84) 子國に與えられた析がその例である。また『國語』楚語上に靈王時代の人として見える白公子張が縣公であれば、白も例となる。

- (85) 註(6)でも觸れたように、増淵龍夫氏は「前掲論文」四〇〇—一〇頁で、春秋時代の縣を公邑か私邑かという對立概念で考えた顧頡剛の立場を批判しておられるが、春秋期の楚で明確に縣と斷定できるものは世襲支配ではないところから、

楚縣は官邑と見ることができると考える。

- (86) 『淮南子』覽冥訓の他、曾侯乙墓出土竹簡に見える。裘錫圭「前掲論文」二六頁はこれを「淮南子」の人物と同一としており、『國語』の魯陽文字と見てよいと思われる。

- (87) この他、『呂氏春秋』には成公賈(重言篇)、卑梁公(察微篇)、『說苑』に景公(臣術篇)、成公乾(臣術篇・辨物篇)。ただ臣術篇に關しては、『漢魏叢書』所收の『說苑』は成公乾に作るも四部叢刊本・四部備要本は成公軋に作る)が春秋時代の人として見えるが、不明の點が多いので本稿では觸れない。

- (88) 申公子儀(鬬克)・息公子邊(屈禦寇)とそのあとの申公・息公との間の世襲關係を否定するのは、平勢氏「前掲論文」四〇〇—一、四四頁の考證に従う。ただ平勢氏は楚の縣管領者の世襲支配は早くに否定されていたと結論づけられながら、「前掲論文」四〇頁でこの申公子儀(鬬克)とその前の申公の鬬班は父子と見ても不都合はないとされ、縣公でも初期には父から子への世襲の可能性があったことを認めておられる。

- (89) 力關係などで封邑公の邑が實際には世襲されないことがあったとしても、封邑公の場合は魯陽公の例から明らかな如く、世襲が前提とされている。

- (90) 平勢氏・楊寬氏はそれぞれ「前掲論文」五三頁と二二—三頁で武城を楚縣とされる。

- (91) もちろん國としての蔡ではなく、蔡の故地にまとめた邑であらう。

(92) 巢・武城・蔡を、靈王によって縣とされた陳國・蔡國と比較すれば、その差は歴然たるものがある。さらに『史記』春申君列傳によると、考烈王は春申君に淮水の北の十二縣を與えているが、ここから見て戰國期の楚縣は春秋期（特に靈王時代まで）のものに比べて規模が小さくなっていることが推察される。

(93) 武城黒の出自は明らかでない。

(94) 邑の人民を兵力とすることについては、拙稿「楚の申縣の變容をめぐる」二六五～九頁参照。

(95) 『左傳』哀公四年で、葉公子高が左司馬馭・申公壽餘と共に梁と霍を伐った際、蔡と方城外の軍を率いているのも、子高が蔡縣の管領者であれば納得がいく。

(96) 戰國期、吳起がその變法で削弱を圖った對象は縣管領者で

はなく、こうした封君と世族ではなかったかと考えられる。

(97) 何浩氏は「戰國時期楚封君初探」一〇九頁で、封君は主に戰國期の王族と春秋以來の舊貴族の子孫であったとされているが、これも本稿で見た「封邑公」と一致する。

(98) 『左傳』昭公二十年の「棠君尙」の性格も現在のところ不明と言わざるを得ない。

(附記) 本稿は、昭和六十年文部省科學研究費補助金による獎勵研究(A)「春秋・戰國時代の楚國の支配構造の研究」の研究成果の一部である。